

令和6年3月13日

## 「ふるさと文化財の森」を新たに設定します

文化庁では、ふるさと文化財の森システム推進事業の一環として、新たに4か所の「ふるさと文化財の森」を設定することに決定しましたので、お知らせします。

### 1. 設定書の交付式

日時：令和6年3月19日（火） 14：00～14：30

場所：文化庁京都庁舎1階 文化情報発信室

### 2. 今回の設定地一覧

	材種	名称	所在地	所有者	範囲
1	もくざい 木材 (キリ)	にしあいづ きりばやし 西会津のキリ林	福島県耶麻郡西会津町	株式会社齋藤桐材店	2.09ha
2	かや 茅 (ススキ)	さどがしまかやば 佐渡島茅場	新潟県佐渡市国分寺、椿	個人（7名）	15.92ha
3	かや 茅 (ススキ・カリヤス)	うちゅう 雨中シヨクの茅場	長野県北安曇郡小谷村	個人（29名）	13.50ha
4	もくざい 木材 (ヒノキ)	あそなんごうひ もり 阿蘇南郷檜の森	熊本県阿蘇郡高森町、上益城郡山都町	個人（2名）	3.80ha

#### <担当> 文化庁文化資源活用課

課長 齋藤 憲一郎（内線 9650）

課長補佐 津田 保行（内線 9661）

修理指導部門 武内、結城（内線 9684）

電話：075-451-4111（代表）

### 3. 「ふるさと文化財の森」の設定の概要

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、漆などの資材の確保と、これに関する技能者を育成することが必要です。

このため、文化庁では、文化財建造物の修理に必要な資材のモデル供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」を設定しています。また、この「ふるさと文化財の森」は、修理用資材を通じて文化財保護への理解を深めることも目的としています。

今回、文化庁では、この趣旨に賛同いただいた所有者の申請に基づき、令和6年3月19日付けで新たに4か所の「ふるさと文化財の森」を設定します。

キリやヒノキなどの木材には様々な種類があり、文化財建造物ではそれぞれの箇所にあった性質の木材が使用されています。建造物の修理の際には、直径の大きな材や目の詰まった材など良質な木材が必要とされます。

茅は、古来より種類と地域を問わず、建造物の屋根葺材として利用されてきました。

このたびの新規設定4か所を加え、「ふるさと文化財の森」は合計92か所となります。

### 4. 参考資料

- (1) 今回の設定地
- (2) ふるさと文化財の森システム推進事業について
- (3) 文化財建造物の修理について
- (4) これまでの「ふるさと文化財の森」設定地一覧

### 5. 設定書交付式の取材要領

- (1) 当日の流れは次のとおりです。
  - ① 設定書の手交 ② 記念撮影※フルオープンで行います。
- (2) 取材を希望される場合は、3月18日(月)14時までに以下の必要事項を下記のアドレスへ電子メールにてお送りください。なお、スペースに限りがあるため、持ち込み機材・人数を制限させていただく場合があります。
- (3) 当日は、腕章又は身分証を御着用の上、13時50分までに文化庁京都庁舎1階文化情報発信室に御集合ください。準備が整い次第、担当者が案内します。担当者の指示に従ってください。

〈取材申込記載必要事項〉

送信先：[furumori@mext.go.jp](mailto:furumori@mext.go.jp)

記載事項：貴社名・部署、御名前(御来場予定の全員分)、

御連絡先(電話番号/電子メールアドレス)、スチール・ムービーの別

件名：【取材登録】3月19日 ふるさと文化財の森認定書交付式取材(貴社名)